

鶴見区未来わがまち推進会議設置規程

制 定 平成18年11月15日

最近改正 平成20年11月26日

(設置)

第1条 区民自らが描いた、地域における固有の特性や魅力を活かした将来像である鶴見区未来わがまちビジョンについて、その実現に向けて区民自らの発意や創意工夫により、区民が主体となってまちづくり活動について議論し、実践に向け取り組んでいくことを目的として、鶴見区未来わがまち推進会議(以下「わがまち推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 わがまち推進会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 鶴見区未来わがまちビジョンに基づくまちづくり活動の推進に関する事
- (2) その他、区民が取り組むまちづくり活動の推進に関して必要と認められる事項に関する事

(組織)

第3条 わがまち推進会議は、委員30名で組織する。

- 2 委員は、地域団体からの推薦者、市民公募などの中から区長が就任依頼する。
- 3 市民公募については、別に定めるところにより行うことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 わがまち推進会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長はわがまち推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 わがまち推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員の推薦があり、委員長が認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 前項の委員長の承認について、委員長が何らかの理由により欠ける場合は、第5条第3項を準用する。

(事務局)

第7条 わがまち推進会議の事務局は、鶴見区役所に置く。

(部会)

第8条 委員長が必要と認めるときは、わがまち推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は委員長の指名する委員をもって組織する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年11月26日から施行する。